

# 確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

- ◎前面道路の調査方法について
- ◎宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会について
- ◎住宅版エコポイント制度の実施について

## 前面道路の調査方法について

都市計画区域等においては、建築物の敷地は法第42条のいずれかの道路に接しなければなりません。道路に関する相談は、当土木事務所への相談の約半数を占めます。また、当該道路の関係規定への適否は、建築計画への影響が大きく、「建築ができない敷地」であることもあります。このようなことから、今回は「前面道路の調査方法」を取り上げてみました。一般的な作業手順・内容ですが、手こずっている方もおられますので、参考になれば幸いです。

- 手順一 建築予定地において、建築主等からの情報をもとに、「敷地境界」及び「道路境界」を確認し、現況図を作成する。なお、不明点があれば、公図、土地登記事項証明書等で確認する。
- 手順二 「道路種別」を、当該市町の建築担当課で確認する。なお、市町にて確認できなかった場合は、土木事務所建築班に相談下さい。
- 手順三 当該道路の管理者等(下表の「相談先」参照)に、「道路境界、幅員」(2項道路の場合は、「道路中心」及び「後退位置」も)を確認する。
- 手順四 ・接道条件を満たした場合 ⇒ 確認申請(※1)  
 ・接道条件を満たさない場合 ⇒ 土木事務所に相談(※2)

道路種別		相談先
第1項(幅員4m以上)		
第1号	道路法による道路 ex国道、県道、市町道	国(国道4号)、県(4号以外の国道及び県道)、市町の道路管理局
第2号	都市計画法、土地区画整理法等による道路 ex都市計画法の開発許可による道路	各許認可権者、又は市町の担当部局
第3号	基準時(※3)に現に存する道	土地管理者・所有者等
第4号	道路法、都市計画法等の事業計画がある道路で、2年以内に事業執行予定として特定行政庁が指定したもの(予定道路)	事業の担当部局
第5号	政令に定める基準に適合する道を築造しようとする者が、特定行政庁からその位置の指定を受けたもの(位置指定道路)	位置指定道路管理者、又は土木事務所建築班
第2項	基準時(※3)に、建築物(2戸以上)が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の道(2項道路)	土地管理者・所有者等

- ※1 「敷地境界」及び「2項道路の中心、後退位置」が確定したときは、現地に杭、ピン等で明示すること
- ※2 相談者は、現況図をご用意下さい。なお、関係する公図、土地登記事項証明書等が必要になる場合があります。
- ※3 基準時とは、建築基準法第3章の規定が適用された時、具体的には、「昭和25年11月23日」と「当該地が都市計画区域の指定を受けた時」のいずれか早い時をいう。

## 宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会について

宮城県では、被災建築物応急危険度判定のボランティア活動を行う技術者を養成するため、県内の建築士等の方々を対象に講習会を開催しております。皆様、是非この機会に受講しそして判定士として登録いただき、地震の際には判定活動にご協力下さるようお願い申し上げます。

1 主催 宮城県

2 受講対象者 ①一級、二級及び木造建築士 ②建築基準適合判定資格者 ③特殊建築物等調査資格者  
④一級、二級及び木造建築士試験の合格者 ⑤建築行政実務経験者  
⑥登録期間満了者(有効期間が平成22年3月31日までの方)

3 開催地・日程・会場・定員

開催地	開催日	会場	所在地	定員
大河原	平成22年1月12日(火)	宮城県大河原合同庁舎4階大会議	大河原町字南129-1	100名
仙台2	平成22年1月25日(月)	宮城県行政庁舎2階講堂	仙台市青葉区本町3-8-1	150名
仙台3	平成22年2月 9日(火)	宮城県行政庁舎2階講堂	仙台市青葉区本町3-8-1	150名

4 時間割

受付時間:午後12時30分から午後1時30分まで

講習時間:午後 1時30分から午後4時30分まで

5 受講料

無料(登録とも)

6 申込み方法等

別紙を参照下さい。

7 問い合わせ先

宮城県土木部建築宅地課企画調査班 TEL 022-211-3245

社団法人宮城県建築士会事務局 TEL 022-262-2867

## 住宅版エコポイント制度の実施について

国土交通省から、「住宅版エコポイント制度」の概要が発表されましたので、お知らせいたします。「エコリフォーム」または「エコ住宅の新築」を行うと「エコポイント」が発行されます。

1 対象工事

①エコリフォーム

・平成22年1月1日～12月31日に工事着手したもの  
(平成21年度第2次補正予算成立日以降に工事が完了したものに限る。)

・工事内容 窓の断熱改修  
外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※これらに併せて、バリアフリーリフォーム(手すり設置、屋内の段差解消等)を行う場合は、ポイントが加算されます。

②エコ住宅の新築

・平成21年12月8日～平成22年12月31日に新築着工したもの  
(平成21年度第2次補正予算成立日以降に工事が完了し、引き渡されたものに限る。)

・工事内容 省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅  
省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

※ポイントの申請には、基準を満たす旨の登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要です。

2 ポイント交換対象商品

家電エコポイントと同様に、商品券、プリペイドカード、省エネ等に優れた商品などが対象になる予定です。

3 その他詳細は、下記の国土交通省のホームページに掲載されています。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000017.html)

**お知らせ** 大河原土木事務所建築班のホームページをご覧ください。

このかわら版をカラーで見ることができます。

これまで発行したかわら版をはじめ、各種情報も掲載しています。

(宮城県庁 → 土木部 → 大河原土木事務所から入って下さい。)